

松浪小学校PTA 個人情報取扱規則

第1条 目的

この規定は、茅ヶ崎市立松浪学校 PTA(以下「本PTA」という。)での「個人情報の保護に関する法律」に則った個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定める。本規程により個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、プライバシーの保護を実現する事を目的とする。

第2条 周知

本PTAにおいて取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

第3条 定義

本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2)本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (3)役員：本PTAの役員会を構成する者をいう。
- (4)委員：本PTAの委員会を構成する者（役員を含む）をいう。

第4条 責務

本PTAは、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第5条 管理者

本PTAにおける個人情報データベースの管理者は、会長とする。

第6条 取扱者

本会における個人情報データベース取扱者は、役員とする。

第7条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8条 収集方法

本PTAは、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第9条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)PTA会費の集金業務、管理業務
- (2)その他の文書の送付
- (3)役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿の作成
- (4)委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5)問い合わせまたは依頼等への対応
- (6)その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

第10条 利用目的による制限

本PTAはあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

第11条 個人情報の収集

本PTAは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

第12条 情報の開示

本PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第13条 個人情報の管理

個人情報は管理者が保管するものとし、適切に管理する。個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1)紛失、破損その他の事故防止

(2)改ざんおよび漏洩の防止

(3)個人情報の正確性および最新性の維持

(4)不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

第14条 第三者への提供の制限

本PTAは、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第15条 第三者からの提供

本PTAは、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする)。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第16条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第17条 漏えい時などの対応

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第18条 研修

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第19条 改正

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。

なお、本規則を改定した場合は、第2条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱規則は、2025年1月15日より施行する。